

～ 事業者健診の結果データ提供にご協力をお願いします ～

協会けんぽ高知支部では、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）を受診した 40 歳以上の方に特定保健指導を実施するため、事業者健診の結果データ提供をお願いしています。

より多くの事業所様へご案内するため、**令和 3 年 8 月以降**、協会けんぽ高知支部から委託を受けた下記の委託業者から、健診結果のデータ提供に関するお願い文書の送付やお電話をします。お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力くださいますようお願いいたします。

委託業者名：東京ソフト株式会社（大阪事業所）

所在地：大阪府大阪市西区靱本町 1-6-6 華東ビル 1 階

委託内容：事業主様宛の文書の送付、事業主様や健診ご担当者様への電話

※ 業務委託にあたり、協会けんぽ高知支部から委託業者に対して、健診結果の提供を勧奨するために必要な情報を提供しますが、「委託業務の遂行上必要な範囲に限り使用し、他の目的に一切使用しない」旨の契約を交わしています。



すべての事業所が対象になりますか？

すべての事業所が対象ではございません。協会けんぽにデータ提供の「同意書」の提出がなく、生活習慣病予防健診を受けていない方が複数いらっしゃる事業所様に優先してご連絡します。

絶対に同意書や健診データを提出しなければなりませんか？



強制ではございませんが、「高齢者の医療の確保に関する法律」の定め※により、特定健診の検査項目を含む労働安全衛生法の定期健康診断結果のデータ提供をお願いしています。

※高齢者の医療の確保に関する法律【抜粋】 第 27 条（特定健康診査等に関する記録の提供）

- 2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令に定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業所等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
- 3 前 2 項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

平成 20 年 4 月から、協会けんぽなどの医療保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査（特定健診）および特定保健指導の実施が義務付けられました。

また、平成 30 年度からは、国の方針により、健診の受診率や特定保健指導の実施率などが、健康保険料率を算定する際に、反映されることとなりました。社員の健康を守り、将来の健康保険料率上昇や医療費負担を抑えるためにも、ご理解とご協力をお願いいたします。